

樹木管理マニュアル

令和5年4月

港 区

目 次

第一章 総則

第二章 樹木管理

第三章 樹木診断

第四章 年間スケジュール

第一章 総則

1 本マニュアルの目的

樹木管理マニュアルは、港区が施行する樹木の維持管理作業に適用する。

各職員が、樹木に関する陳情等への対応及び年間契約業者等への指示を行う際の基礎的な資料とすることを目的とする。

2 樹木に関する用語 ※1-1:(2)～(9)、1-2:(10)

(1) 樹木とは

本マニュアルにおける「樹木」とは、街路樹、植樹帯等の植栽及び公園、児童遊園、遊び場、緑地等の植栽のことをいう。

(2) 樹形

樹木の特性、年数、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。

(3) 樹高（略称：H）

樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類などの特殊樹にあつて「樹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。

(4) 幹周（略称：C）

樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのこの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「幹元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。

(5) 枝張（略称：W）

樹木の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。低木については葉張という。

(6) 根鉢

樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。

(7) ふるい掘り

樹木の移植に際し土のまとまりをつけずに掘り上げる。ふるい根、素掘りともいう。

(8) 根巻

樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄そのほかの材料で十分締め付けて掘り上げることをいう。

(9) 仕立物

樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作つて育成したものをいう。

(10) 支柱について

- ア 添え柱：中低木程度の幹に添えるもの
- イ 二脚鳥居型：二脚の柱に横架材を取り付け、幹を支えるもの
- ウ 三脚鳥居型：三脚の柱に横架材を取り付け、幹を支えるもの
- エ 十字鳥居型：二組の二脚鳥居を十字に組み合わせたもの
- オ 八ツ掛：一般に3本の支柱で幹の高位置に支持するもの
- カ 布掛：植え付け間隔が狭く、またはまとめて植えつけられた列植に横架材を渡し、両端・中間を斜柱で支えたもの（植込地用）
- キ ワイヤ張り：樹高の高い場合で、八ツ掛では効果的な支柱となりにくい場合、ロープ（鉄線）数本で支えるもの
- ク 方杖：傾斜した幹や横架した大枝を支えるもの
- ケ 支柱を見せたくない場合および支柱が立てられない場合に根鉢、幹の根元の部分等を地下から支えるもの

3 樹木の区分 ※1-3

樹木は、樹高により以下のとおり区分する。

高木	樹高3 m以上
中木	樹高1 m超～3 m未満
低木	樹高1 m以下

第二章 樹木管理について

1 樹木剪定について ※2-1:(1)～(7)

(1) 目的

剪定は、管理の中で最も重要な作業の一つであり、剪定が適切に行われるかどうかにより、道路景観の美しさや機能及び樹木の健康の維持が大きく左右される。

ア 樹木の健全な育成

樹木は、放置しておくとも枝葉が繁茂し、通風や採光などが遮られ、下枝の枯れや病虫害の発生などが予想される。剪定により、このような障害を除去する。

場所の広さに見合った樹種の選択、剪定の計画的な取組を行う。

イ 台風対策

強風による樹木の倒木を防止するため、枝葉の密度を低下させ、風通しをよくして風圧を低減させる。

ただし、夏期は、歩道への緑陰を確保した剪定とし、台風対策及び落葉対策ということでの強度の剪定は避ける。

(2) 剪定のポイント

ア 全体を均等にバランスよく枝の配置をする。ただし、日当たりのよい南側の枝は、やや疎にする。

イ 不定芽の原因とする「ぶつ切り」等は原則として行わない。頂部の樹勢が強い樹木の生育特性をふまえ、高い位置の枝ほど、枝数を少なくする。上部ほど強く剪定する。

ウ 枝先は、充実した一番新しい枝の芽のある位置で切る。

エ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm先より切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い、切除する。切り口は水がたまらないようになめらかに処理する。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理をする。

(3) 剪定の種類

剪定には、大別すると基本剪定と軽剪定及び刈込みがある。

ア 基本剪定（冬期剪定、骨格剪定）

①目的

樹木に自然に備わった樹形を形作るための剪定で、樹木の骨格、枝の配置を整えるために行うとともに、望ましい樹形に達したものについては、その樹形を維持するために、その年に伸びた枝の除去を行うものである。

②留意点

樹木には新生枝と定芽があるが、2年以上経過した枝には定芽はない。このような枝を途中で「ぶつ切り」した場合、切り口付近から小枝が多数発生する。このように普通では芽が出ない箇所から出る芽を「不定芽」というこの不定芽は不定枝となり健全な生長を阻害し枝の自然の形を損なうことになる。

また、経費削減等のために、数年分をまとめて強剪定している事例がみうけられる。強剪定をすれば、樹木は徒長枝、ひこばえ、幹吹きという見栄え的にも好ましくない

手段によって、必要な養分を取り返そうとする。樹木にとって、消耗、負担を与えないように扱うことが大切である。

イ 軽剪定（夏期剪定、整枝剪定）

①目的

特に、プラタナスやヤナギのような新梢の伸びのよいものに対して行う。伸びすぎた枝を剪定し、建物や信号等への影響を除去し、樹幹の乱れを整えるとともに、台風対策としても行う。

②留意点

枝葉の量を少なくすることにより、夏の渇水期に枝葉からの水分蒸散量を抑制することにもなり効果的であるが、切り過ぎると生理的な充実を図ることができなくなるので、樹幹の乱れや大きくなりすぎることを防ぐ程度の軽い剪定を行うようにし、新生枝の生長があまり旺盛でないものには行わないほうがよい。

ウ 刈込み

①目的

樹木の樹幹を刈り縮小させる作業で、整形された樹木の枝葉を密にし、より美しさを強調したり、通風、採光をよくし、病虫害などに対する抵抗力を強めるために行う。

（４） 剪定の時期

一般に針葉樹は、真冬を避けた１０月～１１月頃と春先が剪定に適しており、常緑樹は春の新芽が伸び、生長が休止する５月～６月月頃と、土用芽や徒長枝が伸びて再び生長が休止する９月～１０月頃がよく、落葉樹は、新緑が出揃って葉が固まった７月～８月頃と落葉した１１月～３月頃が適する。

花木の剪定は、春に芽が伸びて花芽をつけ、その年のうちに開花するキョウチクトウ、サルスベリ、ハギ等は、秋から翌春の萌芽前までに剪定を行う。

春に開花するアジサイ、ウメ、モモ、ツバキ、レンギョウ、ジンチョウゲ、クチナシ、ツツジ類などは、その後萌出する新枝に５月中旬～９月頃にかけて花芽を分化、形成するので、花の終わった直後に剪定を行う。

（５） 剪定の対象

枯枝や病虫害に侵された枝、道路交通などに支障となる枝、建物にかかる枝等のほか、生育上不都合な徒長枝、逆枝、やご、ひこばえ等が対象となる。

ア 枯枝や病虫害に侵された枝

落葉樹の枯枝は、冬季には見つけにくいものであるが、よく観察すると、樹皮に亀裂があったり、キノコが生えていたり、内側に枝が湾曲していることなどで知ることが出来る。落葉するまでに発見し、除去する必要がある。また、著しく病虫害に侵され、回復不可能な枝を除去する。

イ 徒長枝

直線的に急に大きく伸びる枝をいい、樹形を乱す原因となる。必要な場合以外は付け根から取り去る。

ウ 逆枝（下り枝）

逆の方向に伸びる枝をいい、樹形を乱すため付け根より除去する。

エ やご、ひこばえ

根元から発生する小枝で、放置すると養分がとられ樹勢が衰弱するため、除去する。衰弱した樹木からは無数の小枝が発生する場合もある。また、イチヨウでは根元で多数の萌芽枝が生ずることがある。

オ からみ枝

他方の枝に絡み合って伸びたもので、樹形を乱すもととなる。枝元から除去する。

カ ふところ枝

樹枝の内部にある弱小枝のことで、日当たりや風通しを悪くする。多くは生長する見込みがないので除去する。

キ 腐朽空洞化した幹や大枝

強度不足で枝折れや倒木の危険性が高まるため、除去する。



【剪定名称図】 ※2-2

(6) 剪定の技法

ア 切詰め

主として新しく伸びた枝を適切な長さまでに縮小するための剪定で、切除しようとする位置にある定芽が、将来適切な報告に伸びることの出来る位置で行う。

イ 切返し

樹冠の外にまで伸びた枝を取り除き、樹冠を小さくするための剪定をいう。

ウ 枝下ろし

太枝を付け根から切除することをいう。

エ 枝透かし（枝抜き）

混みすぎた枝を透かすように除去することをいう。

(7) 刈込み

剪定は、個々の樹木の枝のあり方に重点を置いているのに対して、刈込みは全体としての樹形のバランスに重点を置くようにする。

ア 時期、回数

樹勢や萌芽力によって刈込みの回数は、年1回型、年2回型、年3回型、多数型に分けられ、年1～3回行うのが一般的である。

年1回の場合には、6月～7月に行い、ほとんどの樹種はこの時期に行って問題はない。ツツジ類の場合は、6月下旬が限界とされている。

年2回の場合は、萌芽力が強く伸長のよいマサキ、ネズミモチ、アベリアなどに行い、新芽が生長を休止する5月～6月に1回刈込みを行って、形を整える。

年3回以上の場合には、特に萌芽性の強い樹種で、仕立物やトピアリーなど修景上も常に同じ形で美観を保つ必要のあるような、特殊なものに行う。

イ 技法

①生垣の刈込みは、上枝を強く、下枝を弱く刈込むことにより、下枝が枯れずに裾の美しい線を保つことが出来る。

②花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。

③長年同じところばかり刈込むと、どうしても萌芽力が落ちてくるので、時には深く切り戻すことも必要である。

(8) 街路樹の剪定について ※2-3

街路樹は、公園等樹木に比べ特殊な生育環境にあるため、前述(1)～(7)に加えて次の点に留意しなければならない。

ア 街路樹

街路樹とは、道路空間における環境改善、アメニティ（快適）な環境の向上を目的とした一つの植栽形式である。街路樹は、道路という構造物の中の一つの施設としてとらえられている。したがって、工事や管理を行う際には、基礎となる道路法及びに関係法規を理解しておく必要がある。

イ 街路樹の位置づけ

街路樹は、道路法では道路の附属物として規定されている（法2条）。道路の附属物、

道路本体ではなく、道路上の施設として、道路の機能を補完するものである。

ウ 建築限界

道路構造令では、街路樹について建築限界が定められている。しかし、街路樹は工場生產品とは異なり、一本一本が異なった形状をしており、必ずしも建築限界内に収まるとは限らない。また、車道と歩道とでは建築限界の高さが異なるため、極端に言えば、片方の街路樹しか認められないことになってしまう。

通常は、剪定整枝可能なこと、成長により年月が経てばクリアランスがとれるようになることなどから、植栽時にはある程度妥協している部分がある。したがって、街路樹の植栽に関しては、将来建築限界を満足できるような樹種を選ぶとともに、樹形を損なわない範囲で剪定などを心掛けなくてはならない。

エ 並木景観の確保

街路樹は、一定の空間の中で並木としての統一的な景観の創出が求められる。剪定により、並木らしい形姿とその連続性を確保する。

→沿道環境と歩道条件の特徴を十分考慮し、場所に見合った大きさに当初から育成する。

オ 樹形の維持

枝葉の伸長は、建築限界を侵し交通障害をもたらし、民地の建築物等への接触を生じるため、剪定により適切な樹形を維持する。剪定の高さは、別紙1「樹種選定樹木リスト【主要45種】」※2-7を参照とする。

→過度に成長した樹木に対しては、今後、植替えなども含めた幅広い検討が必要である。

2 移植について ※2-4

移植工は、対象樹木のほとんどは、現存している地盤の状態も悪く、予定鉢径内の細根量も極端に少ない。一方、大径木や貴重樹木の移植に当たっては、樹形を極力損なわないよう要求されることが多く、高い技術力が求められる。条件の悪いなかでこれらの要求に応えるためには、対象樹木の樹種・形状寸法・樹形、現存地の地盤の状況、根の状況、作業条件及び移植地の現地調査を行い、設定された工期にもとづき移植作業計画を策定する必要がある。移植作業は、根回し、掘取、運搬、植栽の大きく4つの工程に分けて進める。

(1) 根回し

根回しとは、現存地において掘取り時の根鉢のやや内側で根を切断し、切断部位より新たな細根（根毛から養水分を吸水する吸水根）の発生を促すものである。発根するまである程度の養生期間を必要とするが、移植困難な樹種、大径木や貴重樹木は、枯損のリスクを軽減するため、可能な限り実施することが望ましい。

根回しの最適期は萌芽前の春季で、遅くとも秋に入るまでに行う必要がある。樹木の休眠期は、発根がなく、樹木を炒めるだけなので避けるものとする。

春季に根回しを行った樹木の移植は、落葉樹ではその年の秋か翌年の春先に、常緑樹では翌年春または梅雨期に行うのがよい。状況によってはさらに1年後にずらすことも考慮する必要がある。

(2) 移植の時期（東京近郊の場合）

移植の時期は植物の生長のサイクルによって決まる。すなわち、植物の生長のとまる休眠期から発芽前までがよく、この期間は一応移植が可能であるが、一般に発芽直前が最もよい。以下移植の時期について列記する。

ア 針葉樹

2月上旬から4月中旬、最適期は3月中旬から4月上旬（萌芽前）、続いて9月下旬から10月下旬。

イ 常緑広葉樹

最適期は4月初旬から4月下旬（萌芽期）、続いて6月中旬から7月下旬の梅雨期。

ウ 落葉樹

最適期は3月下旬から4月上旬（萌芽期）、続いて10月中旬から12月中旬（落葉後）。開花時期が3月下旬から4月上旬の樹木の最適期は落葉後～2月下旬（サクラ等）。

3 除草について ※2-5

(1) 除草の目的

除草は、美観的な意味合いが強いが、樹木管理においては雑草による養分や水分の吸収を防止したり、丈の高い雑草やつる性雑草による日照の障害を防止する意味もある。

(2) 除草の時期

除草は、雑草の結実以前（4月上旬）に行うのが望ましい。また美観上にも衛生上にも、生育初期の段階で除草することが特に望ましい。

4 灌水について ※2-5

(1) 灌水の目的

樹木が正常な生育をしていくためには、土壌中の十分な水分が必要であり、根群域のある層の水分が生長停止点まで減少した場合に、灌水が必要になってくる。

(2) 灌水の時期

一般に樹木の生長期である3月～10月頃までとされる。特に、乾燥の続く夏期の早ばつ期、降雨があってもすぐ流れてしまう人工地盤、容水量の少ない砂質土壌、根の活着が不十分な移植直後などには、水分不足による枯損木が発生しやすいため、適宜灌水を実施することが望ましい。

(3) 灌水の留意点

ア 灌水時刻は、夏期は日中の直射日光を避け朝夕に行う。冬期は日中に行うのが望ましい。

イ 夏期の灌水は、次の降雨時まで必要量を一定間隔で行う。

5 病虫害防除について

薬剤散布は人体に影響を与えるおそれがあることから、極力使用しない。以下の方法で対処する。

(1) 剪定防除

害虫、毛虫等のついた枝葉を枝ごと除去する。

(2) 捕獲

枝葉幹に発生した害虫、かぶれる恐れのない虫を手作業で捕獲する。

(3) 誘引トラップ

誘引剤の付いた容器を枝に吊下げ、蛾を捕獲する。毛虫の被害の多いサクラ等に効果がある。

(4) 打ち込み式

樹木の根元に薬剤の入ったカプセルを打ち込む。毛虫の被害が多いサクラ類、アブラムシ被害が多い樹木に効果がある。

(5) 掻き落とし

カイガラムシは掻き落としが最も効果的である。

(6) 蜂

殺虫剤を使用することはできないので、巣があれば撤去する。

6 バラの管理について ※2-6

(1) 剪定

春（5月）と秋（10月）に花を咲かせるために、2月と8月下旬～9月上旬の2回剪定を行う。

冬の剪定は春に元気な枝を出させることが目的であることから、枯れ枝、病虫害に侵された枝などを整理し、株や枝先を高さ 1/2～1/3 に切り詰める。ただしシュート（根元から伸びる新梢）は、翌年の花芽をつける大切な枝なので切らない。古枝は根元から切り除く。

ツルバラの剪定は冬のみでよい。

(2) 摘蕾

大輪咲きを楽しみたい品種は、全て咲かせると花が小さくなり良さが失われるので、1番上の蕾と他2つくらいを残して蕾をかきとる。

(3) 花がら摘み

長く花を楽しむために、咲き終わった花は早目に5枚葉の上で切り取る。

(4) 施肥

冬の元肥は2月上旬までに行う。根が動き出してからだと肥料負けしてしまう。

秋に咲かせるために、夏の剪定時にも元肥を施しておく。

追肥は必要に応じて花が終わってから施す。

(5) 灌水

夏期の灌水は特に念入りに行う。

(6) 中耕、マルチング

元肥を施す時の他に、梅雨の時期も雨にたたかれて土が固くなっているので除草を兼ねて地表を耕す。

中耕のあとは、乾燥、霜、凍結などの防止、雑草の繁殖防止、土の跳ね返りによる病気の抑制として、市販のマルチング材やチップを土表面にまく。

(7) 害虫駆除

アブラムシ等が発生しやすいが、極力殺虫剤は使用しない。

7 藤棚の管理について

(1) 花柄摘み

藤は、4月～5月にかけて長い花房を下垂させて紫色の花を咲かせる。花後に、豆鞘（実）ができるが、実をつけたままにしておくとう養分がとられてしまうため、枯れた花房や豆鞘をこまめに取り除く必要がある。花房は、元の方の葉芽を残して摘むこと。

(2) 剪定

初夏（6月～7月上旬）と冬（1月～3月）の2回行う。

藤の花芽は7月下旬～8月に形成される。7月上旬頃につるの先端を切るか手で摘み取り、つるがそれ以上伸びないようにする。日光が株の内側にまで十分当たるように不要枝を剪定する。1月～3月は、花芽を切らないように注意しながら、枝の剪定とつるの誘引を行う。垂直に立ち上がって伸びる枝や棚の下から出た枝はすべて不要枝とみなしてよい。花芽が確認できたら、枝に3、4個の花芽を残して切り詰める。一通り剪定が終わったら、つるを誘導しながら樹形を整えていく。

(3) 施肥

開花後の夏は、暖効性化成肥料を少量施す。冬（12月～2月上旬）は、寒肥として油かすなどの有機質肥料を施す。

第三章 樹木診断

1 目的と必要性 ※3-1

樹木診断は、不健全な樹木を早期に発見し適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的としている。

老木化や腐朽病害などに罹病した樹木は、強風などにより倒木・幹折れや枝折れなどを発生させ、歩行者・車両や沿道建物に被害を与えかねない。

このような問題を未然に防ぎ、より安全で快適な道路空間や遊び場を維持管理していくため、樹木診断は最も重要で必要性の高い管理作業である。

2 樹木診断の内容及び種類

(1) 内容

樹木の活力・病害・根系の衰退などを早期に発見し、樹木の健康状態を明らかにして適切な処置を付するとともに、将来管理のための診断カルテを作成すること。

(2) 種類

ア 樹木点検 ※3-2

「維持管理の処置が必要な樹木」と「外観診断の必要な樹木」の抽出を目的として実施する。

イ 外観診断 ※3-3

樹木の外観を目視と診断用具によって診断するものであり、樹木全体の健全状況を把握することを目的として実施する。判定は健全（A）、注意すべき被害（B1）、著しい被害（B2）、不健全（C）の4段階で行う。

ウ 機器診断 ※3-3

外観診断によって機器診断が必要とされた樹木について、樹木診断機器を使用し、腐朽状態や腐朽量を測定し、診断箇所の腐朽や空洞の程度を数値的に把握することを目的として実施する。

エ フォローアップ診断 ※3-4

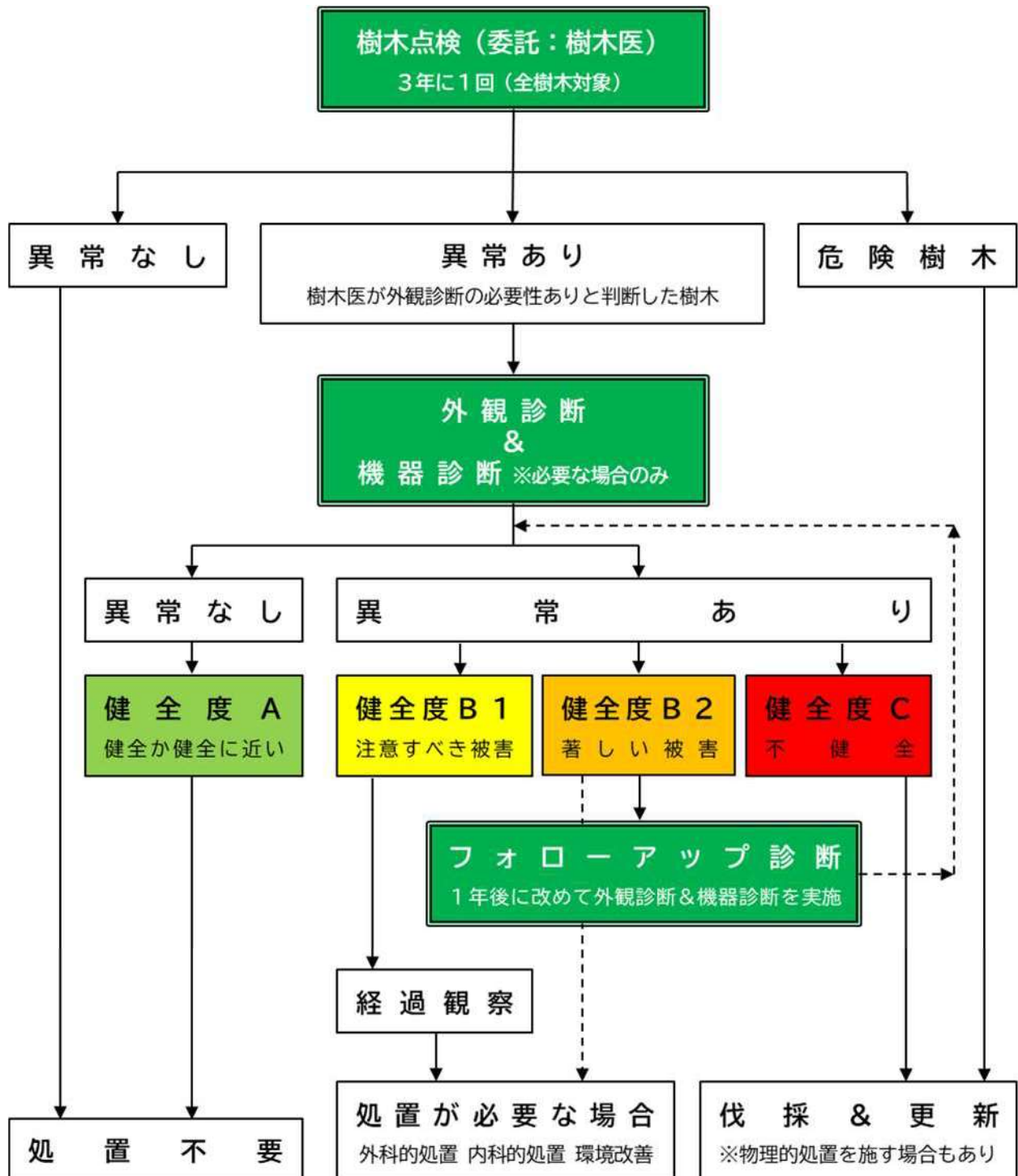
総合判定がB2となった樹木及びC判定となった樹木のうち更新せずに観察を行う樹木について、1年後に改めて外観診断や機器診断を行い、経過を観察する。

3 樹木診断の実施手法

樹木診断は、「令和3年度 街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）」（以下「都マニュアル」という。）をP.16のとおり一部準用して実施する。都マニュアルは、「街路樹」に特化したマニュアルとなっているが、公園等の樹木についても都マニュアルに準拠する。そのため、都マニュアルに記載された「街路樹」については「樹木」とし、街路樹及び公園等樹木を含めたものとする。

4 樹木点検、外観診断、機器診断、フォローアップ診断について ※3-1

(1) 樹木診断の種類と流れ



(2) 診断後の処置 ※3-5

処置については、都マニュアル P.68「1 樹木の処置について」を準用して実施する。

(3) 対象樹木

「すべての高木」を対象とする。中木、低木は含まない。都マニュアル P.12「(2) 街路樹診断対象について」では、街路樹診断を行う樹木の大きさについては原則として幹周 60cm 以上としているが、区で行う樹木点検の対象樹木は「すべての高木」とする。

(4) 外部委託による樹木点検、外観診断、機器診断、フォローアップ診断の資格範囲

外部委託による樹木点検、外観診断、機器診断、フォローアップ診断は「樹木医」が実施する。樹木医と同等以上の知識と技術を有する者であっても認められない。

(5) 樹木診断の時期 ※3-6

一般的な時期としては、初夏（5月～6月）が最も効果的であると考えられる。その理由は、葉が出揃っており枯枝が見つけやすいこと、台風シーズン前であり、落枝などの事故防止に効果的であることがあげられる。

落葉樹の点検では、春先において葉の出ている木（枝）又は出ていない木（枝）が見つけやすいことから、少なくとも落葉時期前には点検を行う必要がある。

冬期に行う場合には、落葉樹においては葉がなくなるので樹木の上部（幹や太枝）の様子が見やすいが、枯損状態が分かりにくいので注意が必要である。また、サクラでは開花、紅葉などの時期の前に点検を行うことが望ましい。

(6) 実施年度

ア 街路樹、公園等樹木とも「3年に1度樹木医による樹木点検」を実施する。

イ 樹木点検の結果、外観診断、機器診断が必要と判断された樹木については、その年度内にすべての診断を行うこととする。

※ 平成 24 年度から、街路樹・公園等樹木の点検を実施。

ウ 外観診断、機器診断の判定結果に記載されている次回点検時期に、必ず再点検、再診断を実施し、経過観察を行う。

エ 外観診断、機器診断の結果に基づく対応は以下の①～④を基準とする。

① 診断結果「A」 ⇒ 3年後、再度樹木点検を実施

② 診断結果「B 1」⇒ 3年後、再度樹木点検を実施

③ 診断結果「B 2」⇒ 1年後、フォローアップ診断を実施

④ 診断結果「C」 ⇒ 次回の樹木点検を待たず、速やかに伐採及び更新（地元要望等で物理的処置を施す場合あり）

(7) 直営・指定管理者による巡回点検 ※3-7

ア 各支所の直営・指定管理者で「特別巡回」として、以下のとおり樹木の巡回点検を行う。

6月・12月：街路樹の空洞等

8月：公園樹木の空洞等

巡回点検の結果、必要に応じて樹木医による点検及び診断を行うこと。

イ 直営・指定管理者による巡回要領

街路樹・公園

- ① 倒木の危険がないか
- ② 鳥居が腐食していないか
- ③ 害虫や病気がないか
- ④ 空洞・腐朽菌・枯枝等不具合箇所はないか
- ⑤ 土壌が適切な量か、汚れていないか
- ⑥ 繁茂しすぎてないか
- ⑦ ブロックや保護板の不具合はないか
- ⑧ ごみ等が散乱していないか
- ⑨ 雑草が目立たないか
- ⑩ ナンバープレートが付いているか（街路樹）
- ⑪ 隣接地に越境していないか（公園）

ウ 点検内容（チェック項目）について

- ① 樹木点検の着眼点（別紙2）
- ② 直営点検表（別紙3）

第四章 年間スケジュール

1 作業スケジュールについて

作業時期（月）	管理作業	摘要
4	植込み地の除草、刈り込み コブシ剪定 カラスの巣撤去 カイガラムシの駆除（ハナミズキ等）	
5	ツバキの刈り込み 植込み地の除草、刈り込み ツツジ類の刈り込み（開花後） 常緑樹の剪定 サクラの剪定 チャドクガの駆除（5月末） 藤の花柄摘み（5月末～6月） 樹木点検（外部委託）	
6	オルトランカプセルの打ち込み（主にサクラ） 常緑樹の剪定 常緑樹の補植 樹木点検（外部委託） 街路樹点検（直営）	
7	植込み地の除草、刈り込み アジサイの剪定 落葉樹の夏期剪定 常緑樹の補植 街路樹の灌水 藤棚の軽剪定	
8	街路樹の灌水 枯枝の撤去 藤棚の軽剪定 公園等樹木点検（直営）	
9	常緑樹の剪定 ツバキの刈り込み モンクロシャチホコ、チャドクガの駆除	
10	常緑樹の剪定	
11	キンモクセイの剪定	
12	落葉樹の冬期剪定 落葉樹の補植 街路樹点検（直営）	
1	落葉樹の冬期剪定 藤棚の冬期剪定 落葉樹の補植	
2	落葉樹の冬期剪定 藤棚の冬期剪定 落葉樹の補植	
3	落葉樹の冬期剪定 藤棚の冬期剪定 落葉樹の補植	

2 樹種別年間維持管理作業について

別紙4「樹木別年間作業」のとおりとする。

引用・参考文献一覧

第一章 総則

- ※ 1－1：造園施工管理技士受験１００講（第１６講樹木の形態と種別）
- ※ 1－2：東京都建設局 平成２６年度道路工事設計基準（P1-167「支柱（控木）」）
- ※ 1－3：東京都建設局 平成２６年度道路工事設計基準（P1-148「樹木の区分」）

第二章 樹木管理

- ※ 2－1：道路緑化ハンドブック（5.3 街路樹の剪定）
- ※ 2－2：植栽の設計・施工・管理
- ※ 2－3：道路緑化ハンドブック（1.3 街路樹と法律）
- ※ 2－4：造園施工管理技術編（改訂 26 版）（6.2.6 移植工）
- ※ 2－5：造園施工管理技術編（改訂 26 版）（7.2.2 樹木管理）
- ※ 2－6：京成バラ園芸HP（バラの年間管理）<http://www.keiseirose.co.jp/>

第三章 樹木診断

- ※ 3－1：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹診断等マニュアル
（第Ⅰ章 街路樹の健全状態を保つための包括的管理について）
街路樹及び公園等樹木の点検の考え方（港区 平成２５年６月）
- ※ 3－2：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹診断等マニュアル
（第Ⅱ章 樹木点検について）
- ※ 3－3：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹診断等マニュアル
（第Ⅲ章 街路樹診断について）
- ※ 3－4：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹診断等マニュアル
（第Ⅳ章－２ フォローアップ診断について）
- ※ 3－5：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹等診断マニュアル
（第Ⅳ章－１ 樹木の処置について）
- ※ 3－6：東京都建設局公園緑地部 令和３年度街路樹診断等マニュアル
（第Ⅱ章 樹木点検について）
- ※ 3－7：港区 土木施設メンテナンスブック（平成２５年４月）直営作業年間計画